

原子力災害医療・総合支援センターの担当地域について

平成 27 年 11 月 6 日

原子力災害対策・核物質防護課

1. 概要

平成27年8月26日に改正された原子力災害対策指針では、原子力災害に対応する医療施設等として、これまでに指定等されている初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関をベースとして、名称等を、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに変更するとともに、それぞれの役割を明確にした。

また、原子力災害時の医療体制の整備の一環として、原子力規制委員会において、申請のあった国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学に対して、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に基づき審査を行い、同年 8 月 26 日付で原子力災害医療・総合支援センターの指定を行った。

上記指定されたセンターは、原子炉施設等が立地する道府県及び原子力災害が発生した場合に重点的に原子力災害に特有な対策を講じる必要がある区域(立地道府県等)を分担し、原子力災害医療体制の整備等に当たる。

2. 原子力災害医療・総合支援センターの地域分け

原子力災害医療・総合支援センターの担当地域を以下の通りに分担する。

○国立大学法人弘前大学

北海道、青森県、宮城県

○公立大学法人福島県立医科大学

福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、静岡県

○国立大学法人広島大学

富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、島根県、山口県、愛媛県

○国立大学法人長崎大学

福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県